

許可を要する特定事業の提出書類一覧表

提出書類及び添付書類	当初		変更		軽微変更届出
	事前協議	許可申請	事前協議	許可申請	
・特定事業事前協議書(様式第2号)又は特定事業事前協議書(一時堆積事業)(様式第3号)	○	×	×	×	×
・特定事業許可申請書(様式第7号)又は特定事業許可申請書(一時堆積事業)(様式第12号)	×	○	×	×	×
・特定事業変更許可事前協議書(様式第16号)	×	×	○	×	×
・特定事業変更許可申請書(様式第14号)	×	×	×	○	×
・特定事業軽微変更届出書(様式第17号)	×	×	×	×	○
・申請予定者(事業主)の住民票の写し(申請予定者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し)	○	×	△	×	×
・申請予定者が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し	△	×	△	×	×
・事業者等(事業主、事業施行者、現場責任者)の住民票の写し(事業者等が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表(様式第8号))	×	○	×	△	△
・事業者等の欠格要件非該当誓約書(様式第9号)	×	○	×	△	△
・事業者等が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し	×	△	×	△	△
・事業者等に特定使用人がある場合は、使用人一覧表(様式第10号)	×	△	×	△	△
・事業主と事業施行者との特定事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し(事業主自ら特定事業を施行する場合を除く。)	×	△	×	△	△
・事業主の資力及び信用に関する申告書(直近2年分の損益計算書等経営状況の分かる書類、国税及び地方税の納税証明書の添付を要する。)	×	○	×	△	△
・事業施行者の施工能力に関する申告書(建設業登録証明書、建設業登録が無い場合は法務局が発行する履歴事項全部証明書又は類似の事業実績がわかる書類の添付を要する。)	×	○	×	△	△
・事業区域内施行同意書(様式第11号)及び当該同意書に押印した者の印鑑証明書	×	△	×	△	×
・事業区域の位置図及び付近見取図(縮尺2,500分の1以上のもの)	○	○	△	△	×
・現況平面図、現況縦横断面図	○	○	△	△	×
・計画平面図、計画縦横断面図	○	○	△	△	×
・事業区域の実測図(求積図・求積表)(縮尺250分の1程度のもの)	○	○	△	△	×
・事業区域内土地一覧表及び隣接土地一覧表	○	○	△	△	×
・事業区域内の土地及び事業区域を含む土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し	○	○	△	△	×
・事業区域を含む土地と隣接する土地との境界が確定していることを明らかにする書類	○	○	△	△	×
・特定事業に使用される土砂等の量の計算書	○	○	△	△	×
・特定事業全体に係る作業工程表及び特定事業の施行の手順を明らかにした書類	○	○	△	△	△
・事業区域に係る表土の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに表土に関する調書及び計量証明書(一時堆積事業であって、事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造がわかるもの)	○	○	△	△	×
・土砂等の搬出入経路図(縮尺2,500分の1程度のもの)	○	○	△	△	×
・現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図(縮尺500分の1程度のもの) ※小規模埋立て等の場合は、現場事務所は不要	○	○	△	△	×
・擁壁等を設置する場合にあつては、擁壁等工作物の断面図及び背面図(縮尺50分の1程度のもの)	△	△	△	△	×
・排水施設を設置する場合にあつては、集水区域を示す図面(縮尺2,500分の1程度のもの)、排水計画図(縮尺500分の1程度のもの)、構造図(縮尺50分の1程度のもの)及び流量計算書	△	△	△	△	×
・湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地又は自然水を遮断するような地形構造の土地の場合にあつては暗渠排水施設の設置その他有効に排水を行うために講じる措置に関する図面、流量計算書及び流域の図面、沈砂池(調整池)等の設備が必要な場合にあつてはその容量計算書及び構造図等の図面	△	△	△	△	×
・特定事業が完了した後の土地利用計画図	○	○	△	△	×
・特定事業(一時堆積事業を除く。)が完了した後の景観の保全に関する計画書	○	○	△	△	×
・事業区域内土地使用同意書(様式第4号)及び当該同意書に押印した土地所有者等の印鑑証明書	○	○	△	△	×
・事前周知に関する計画書	○	×	○	×	×
・事前周知報告書(様式第6号)	×	○	×	○	×
・事前協議が終了した旨の通知書の写し	×	○	×	○	×
・事前協議時要件処理関係書類(各課等との事前協議結果通知書、処理内容一覧表、各課意見回答書)	×	○	×	○	×
・その他市長が必要と認める書類及び図面	○	○	○	○	○

注意1 凡例:○=必ず提出、△=該当があれば提出、×=提出不要

- 2 役員とは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 3 登記事項証明書等証明書類、住民票の写し、納税証明書などの発行日がある書類は、提出時において発行日から3月以内のものを添付すること。
- 4 住民票の写しは本籍が記載(外国人にあつては国籍記載)のものに限る。